

収入計算は次の手順にしたがって計算していきますと⑦で世帯の月収額が算出されます。
 計算にあたっては、まず、収入が次の1～12のどれにあてはまるか確認のうえ、➡にそって具体的に数字をあてはめながら計算してください。
収入がない方は年間所得金額欄に0円と記入してください。

手順

①勤務・事業等による収入が1～12の➡②必要な収入証明をそろえます ➡③年収又は推定年収を出します
 どれにあてはまるか確認します

収入の種類

●年金の方

1 遺族年金、障害年金等法律により非課税とされているもの

非課税のため計算の対象となりません

0円

2 国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金

令和4年分源泉徴収票の支払金額又は改定通知書の年金額

円

●給与の方

3 現在の勤務先に令和4年1月1日以前に就職し、引き続き現在（申込時）まで勤務しているとき

令和4年分源泉徴収票の支払金額又は勤務先からの令和4年1月～12月の給与（月別）、賞与等（税込）の証明

円

4 現在の勤務先に令和4年1月2日から令和4年3月31日までの間に就職したとき

勤務先からの勤務の翌月から1年間の給与（月別）、賞与等（税込）の証明
 ※令和4年分源泉徴収票は使えません

円

5 現在の勤務先に令和4年4月1日以降に就職したとき

勤務先からの勤務の翌月から申込月前月までの給与（月別）、賞与等（税込）の証明
 ※令和4年分源泉徴収票は使えません

$\left(\begin{array}{l} \text{勤務した月の翌月～} \\ \text{申込前月までの総収入、} \\ \text{ただし賞与を除く} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{左記の} \\ \text{期間の} \\ \text{月数} \end{array} \right) \times 12 + \left(\begin{array}{l} \text{その間に支給} \\ \text{された賞与} \end{array} \right) =$ 円

6 現在の勤務先に就職してからまだ1か月の給料を支給されていないとき

勤務先から1か月の契約月給額の証明

契約月給額 × 12 =

円

●日雇の方

※ここでの日雇とは、勤務先、勤務日共に不特定な場合をいいます。いわゆる日給月給でも勤務先が一定の場合は給与の方と同じ計算をします。

7 令和4年1月2日以降に日雇をはじめたとき

日給と1か月の平均稼働日数

日給 × 1か月の平均稼働日数 × 12 =

円

8 令和4年1月1日以前から現在まで継続して日雇をしているとき

令和4年分確定申告書（控）の所得金額合計

円

●事業所得の方

9 令和4年1月1日以前から現在まで継続して同じ事業をしているとき

令和4年分確定申告書（控）の所得金額合計

円

10 令和4年1月2日以降に事業をはじめ、現在までに1年以上たっているとき

事業をはじめた翌月から1年間の売上、経費等

11 令和4年1月2日以降に事業をはじめ、現在までに1年にならないとき

事業をはじめた翌月から申込月前月までの売上、経費等

対象期間の売上や経費について整理したうえで、お電話にてご相談ください。

12 現在の事業をはじめて、まだ1か月にないとき

事業をはじめてから現在までの売上、経費等

④ 3～7は端数整理します。 ⑤ 2～7は年収から次の式により所得金額を計算します。

⑥ 所得金額から差引く控除金額を計算します。計算にあたっては ②各控除の内容及び控除額を参照してください。

	年金収入額（税込）	所得の計算式	市営住宅申込の年間所得金額
65歳以上の 人	1,100,000円以下	0円とする	0円とする
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	年金収入額 - 1,100,000円	所得金額 - 10万円 (マイナスの場合は0円とする)
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	所得金額 - 10万
65歳未満の 人	600,000円以下	0円とする	0円とする
	600,001円以上 1,300,000円未満	年金収入額 - 600,000円	所得金額 - 10万円 (マイナスの場合は0円とする)
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	所得金額 - 10万

1	親族控除 38万円 × 人 = 円
2	老人控除対象配偶者 10万円 × 人 = 円
3	老人扶養控除 10万円 × 人 = 円
4	特定扶養親族等控除 25万 × 人 = 円
5	ひとり親控除 35万円 × 人 = 円 ただし、該当する人の所得が 35万円未満のときはその所得 金額
6	寡婦控除 27万円 × 人 = 円 ただし、該当する人の所得が 27万円未満のときはその所得 金額
7	障害者控除 27万円 × 人 = 円
8	特別障害者控除 40万円 × 人 = 円
控除額合計 円	

年間総収入金額を次のとおり端数整理してください。

ア 1,628,000円未満は
端数整理しません。

イ 1,628,000円以上
6,599,999円以下

左で出した年収 ÷ 4 = 千円未満の端
数を切り捨て

× 4 = 円

例
2,979,369 ÷ 4 = 744,842.25

744,000円 × 4 = 2,976,000円

ウ 6,600,000円以上は
端数整理しません。

円

年収額（税込）	所得の計算式	市営住宅申込の 年間所得金額
551,000円未満	0円とする	0円とする
551,000円以上 1,619,000円未満	年収額 - 550,000円	所得金額 - 10万円 (マイナスの場合は0円とする)
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円とする	所得金額 - 10万
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円とする	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円とする	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円とする	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年収額 × 0.6 + 100,000円	
1,800,000円以上 3,600,000円未満	年収額 × 0.7 - 80,000円	
3,600,000円以上 6,600,000円未満	年収額 × 0.8 - 440,000円	所得金額 - 10万
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年収額 × 0.9 - 1,100,000円	

⑦ 所得金額から控除を引いて12（か月）で割り、世帯の月収額を算出します。
この額により申込資格の有無が決まります。

世帯の月収額が次の基準以下であれば申込みができます。

一般世帯（原則階層）	158,000円以下
裁量階層	214,000円以下

◇裁量階層、世帯の月収額については8、12ページを参照。
※のついた住宅は、世帯の月収額が次の基準以下であれば申込みできます。

一般世帯（原則階層）	114,000円以下
裁量階層	139,000円以下

$$\left(\begin{array}{|c|c|} \hline \text{年間所得金額の合計（本人、家族）} \\ \hline \text{円} + \text{円} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|c|} \hline \text{控除額の合計} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div 12 = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{世帯の月収額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※小数点以下は
切り捨てます。